

# 技術資料等説明書

「平成29年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事・業務（排水ポンプ設備）に関する基本協定の締結」については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年2月10日

2. 公告者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成29年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事・業務（排水ポンプ設備）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

遠賀川水系において、遠賀川河川事務所が直轄で管理する排水ポンプ設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見及及び応急復旧工事又は対策工事及び工事に伴う設計業務等を実施することを想定し、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害の拡大防止に期することを目的としたものである。

(3) 基本協定区間及び対象機械

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし排水ポンプ設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）からの要請があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で工事（業務）を実施することがある。

（対象設備は別表－2）

(4) 基本協定期間

平成29年4月1日（予定）から平成30年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、九州管内における

① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績

- ② 継続的な営業に基づく信頼度
  - ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績
  - ④ 資格保有者の雇用者数
  - ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離
- などを総合的に評価して協定締結業者を決定する評価方式である。  
なお、管内における本協定の締結業者は10社程度とする。

(6) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（5）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事（業務）請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

また、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

さらに、平成28・29・30年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。

なお、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 協定締結参加意思確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事（業務）請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止をうけていないこと。
- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象業は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (7) 平成14年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の揚水又は排水ポンプ設備（揚排水を目的とした陸用ポンプ設備）の工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課  
担当：管理課長 房前 和朋 （内線331）  
          専門官 福島 研一郎 （内線502）  
電話 0949-22-1830（代）  
FAX 0949-23-0019

## 6. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4. 参加資格要件の(1)から(8)に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書を提出し参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、その後の評価は行わない。
  - ① 提出期間： 平成29年2月10日（金）から平成29年3月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
  - ② 提出場所： 前記5. に同じ。
  - ③ 提出方法： 持参、FAXまたは郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

F A X 番号 0 9 4 9 - 2 3 - 0 0 1 9 (管理課直通)

- ※ F A X 及送信後は必ず着信の確認をお願いします。
- ※ 宛先は「管理課 専門官 福島宛」

- (2) 申請書は、別記「様式-A」により作成すること。  
①会社の代表印を押印すること。

7. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準  
別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料の作成及び提出

①技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」及び「別紙様式」に基づき作成するものである。

②提出方法： 前記6. (1) ③に同じ

③提出期間： 平成29年2月10日(金)から平成29年3月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

④提出場所： 前記5. に同じ。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 提出資料表紙 【様式-1】	表紙は[様式-1]とする。(代表者印を押印すること。)
(2) 対象機械設備の 工事实績又は点検 整備の実績 【様式-2】	① 提出様式は[様式-2]とする。 ② 対象となる代表的な工事实績(様式-2(1))点検整備実績(様式-2(2))を各々1件記載する。なお、点検整備実績を有していない場合は記載しなくてよい ③ 工事实績の対象期間は、平成14年度から当該年度(当該公告日までの間)に締結したものとする。点検整備実績は、過去5ヶ年度+当該年度(平成23年4月1日から当該公告日までの間)に締結したものとする。 ④ 実績として認める機械設備は、4.(7)による ⑤ 契約図書等の写し ⑥ 上記④の施工実績として、記載した工事に係る財団法

	<p>人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。</p> <p>⑦ ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを提出すること。点検整備実績で申請する場合も、契約書の写しを提出すること。</p> <p>⑧ なお、CORINSに登録されている場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。</p>
<p>(3) 企業情報 【様式-3】</p>	<p>① 提出様式は「様式-3」とする。</p> <p>② 災害時等応急対策を担当する予定の本社（本店）、支店、営業所の所在地を記載すること。</p> <p>③ 会社を設立してからの継続的年数を記載する。</p>
<p>(4) 災害時等応急対策工事の協定締結実績 【様式-4】</p>	<p>① 提出様式は「様式-4」とする。</p> <p>② 対象となる協定は、本技術資料3.(2)と同様な目的の「災害時等応急対策工事・業務（排水ポンプ設備）」に関する協定とし、過去5ヶ年度+当該年度（平成23年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。契約の相手方は国、県、市町村に限る。</p>
<p>(5) 資格保有技術者の雇用者数及び遠賀川河川事務所までの到着時間 【様式-5】</p>	<p>① 提出様式は「様式-5」とする。</p> <p>② 対象となる技術者の資格は、「様式-5(1)」の表中記載の資格とする。</p> <p>③ ・派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・到着時間は技術者が在籍する拠点の所在地から遠賀川河川事務所まで高速自動車道、一般道で換算した場合の距離及び到着時間を記載する。（到着時間は、高速自動車道80km/h、一般道30km/hで算出する事）「様式-5(2)」</p>

※ 上表中(2)から(4)までの実績は元請けでの実績や協定元であることを証明できる資料（契約書のコピー等）を添付して下さい。

#### 10. 技術資料等説明書に対する質問等

(1) 技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成29年2月10日（金）から平成29年2月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9：30分から17

時00分まで

- ②提出場所：前記5.に同じ。
- ③提出方法：前記6.(1)③に同じ。
- ④担当者：管理課 専門官 福島

(2) (1)に対する回答は、FAXにて回答する。このため、質問の際はファックス番号を記述すること。

#### 1 1. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価決定する。その結果は、平成29年3月13日(月)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

#### 1 2. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者は、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限：平成29年3月17日(金) 17時00分。
- ② 提出場所：前記5.に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内に必着)により提出する。

※FAXで送信した場合は、確認の連絡を5.に同じに行う事。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成29年3月24日(金)までに、説明を求めた者に対し書面にてFAXにより回答する。

#### 1 3. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

#### 1 4. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表－1: 評価項目及び評価内容

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策  
工事・業務(排水ポンプ設備)に関する基本協定の締結

分類	評価項目	評価内容	ウエイト
1) 企業の施工実績等	近隣地域内工事の実績及び点検整備の実績	申請された工事1件及び点検整備1件の実績	6
	工事成績の評価	地整内(2ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の営業年数の継続性	
	防災業務の実績	災害時応急対策工事の協定締結実績	
2) 雇用技術者	雇用者の資格保有者数	資格保有者人数	2
3) 事務所までの到着時間	派遣技術者から派遣場所までの距離及び到着時間	派遣技術者の所在地から遠賀川河川事務所までの距離及び到着時間	2

# 排水ポンプ設備一覧表

別表-2

管理出張所	施設名	河川名	支川	左右岸	所在地	感潮区間有無	機場形式	ポンプ形式	ポンプ			駆動装置				台数	
									口径	全揚程	1台当り吐出量	原動機	エンジン冷却	出力PS kw	減速機形式		減速機冷却方式
河口堰	曲手排水機場	遠賀川	吉原川	遠賀川右	遠賀郡遠賀町大字曲川地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.5	5.0	D.E	強制水冷循環	330	遊星歯車	強制水冷	2
中間	山鹿排水機場	遠賀川	後水川	遠賀川左	遠賀郡芦屋町大字山鹿地先	潮	陸用ポンプ	横軸斜流	1,200	2.9	2.5	D.E	密閉強制注油式	110	遊星歯車	水冷クーラ	2
	前川排水機場	西川	前川	遠賀川左	遠賀郡遠賀町大字若松地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,200	2.6	2.5	D.E	貯水槽潤滑式	95	遊星歯車	水冷クーラ	2
	曲川排水機場	遠賀川	曲川	遠賀川右	水巻町大字伊差座地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	2,000	4.8	10.0	D.E	強制水冷循環	674	遊星歯車	強制水冷	2
						淡	陸用ポンプ	立軸軸流	1,350	5.2	5.0	横G.E	強制換気方式	286	直交軸傘歯車	自己冷却	1
笹尾川排水機場	遠賀川	笹尾川	遠賀川右	北九州市八幡西区大字楠橋地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	2,000	3.7	10.0	D.E	強制潤滑式	542	多板クラッチ内蔵傘歯車	強制水冷	2	
直方	藤野川排水機場	遠賀川	藤野川	遠賀川右	直方市大字頓野地先	淡	陸用ポンプ	縦軸斜流	1,350	4.2	5.0	横G.E	強制換気方式	286	直交軸傘歯車	自己冷却	1
						淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.9	5.0	D.E	ラジエータ方式	367	遊星歯車	空冷	2
	川端排水機場	彦山川	川端川	彦山川左	直方市大字下境川川端地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,350	4.3	4.0	D.E	強制潤滑式	257	直交軸傘歯車	清水強制冷却	2
	北小川端排水機場	遠賀川	居立川	遠賀川左	直方市日吉町	淡	陸用ポンプ	立軸軸流	900	4.7	4.3	D.E	直接水冷循環	157	直交軸傘歯車	直接強制空冷	2
飯塚	菰田排水機場	遠賀川	熊添川	遠賀川右	飯塚市大字菰田地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	3.6	5.0	D.E	強制水冷循環	264	遊星歯車	強制水冷	2
						淡	陸用ポンプ	立軸軸流	1,500	3.5	5.0	D.E	強制空冷循環	213	直交軸傘歯車	強制水冷	1
	鯉田排水機場	遠賀川	椎の木川	遠賀川右	飯塚市大字鯉田地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	4.9	5.0	D.E	ラジエータ方式	367	平行歯車	空冷	2
						淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,350	5.3	5.0	横G.E	強制換気方式	286	直交軸傘歯車	自己冷却	1
	学頭排水機場	遠賀川	新川	遠賀川右	飯塚市下三諸字学頭地先	淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,500	3.8	5.0	D.E	貯水槽潤滑式	271	遊星歯車	水冷クーラ	2
						淡	陸用ポンプ	横軸斜流	1,650	3.6	8.0	横G.E	強制換気方式	460	直交軸傘歯車	自己冷却	1
	殿浦排水機場	遠賀川	新川	遠賀川右	飯塚市大字川島地先	淡	陸用ポンプ	立軸斜流	1,500	1.6	5.0	D.E	強制潤滑式	235	直交軸傘歯車	清水強制冷却	2
	庄司川排水機場	遠賀川	庄司川	遠賀川左	飯塚市大字柳橋地先	淡	陸用ポンプ	立軸軸流(可動翼)	1,800	4.5	7.5	D.E	強制潤滑式	513	直交軸傘歯車	清水強制冷却	2
	明星寺川排水機場	穂波川	明星寺川	穂波川左		淡	陸用ポンプ	立軸軸流(可動翼、回転数制御)	2,200	3.2	13.0	立G.E	強制潤滑式	513	原動機内蔵	原動機内蔵	2
若菜排水機場	穂波川		穂波川左	飯塚市秋松西	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	800	2.4	1.40	M		55			2	
秋松西排水機場	穂波川		穂波川左	飯塚市若菜	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	500	2.2	1.00	M		22			2	
宮田	黒目排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地先	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	500	2.3	0.55	M		22			2
	松ヶ瀬排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地先	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	800	2.3	1.30	M		55			2
	石丸排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地先	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	300	2.4	0.20	M		11			2
	上新入第二排水機場	犬鳴川	犬鳴川		直方市新入地先	淡	ゲートポンプ	ポンプゲート	1,000	1.9	2.00	M		75			2